

人工呼吸器などを常時装着されている方の

令和2年4月から

医療費支援を拡充します！

広島市では、人工呼吸器などを常時装着されている方の医療費の負担軽減を目的に、令和2年4月から、次の要件をいずれも満たす方について、重度心身障害者医療費補助制度（注1）の所得制限をなくします。ただし、生活保護法による保護を受けている方や被爆者健康手帳の所持者などすでに医療費が他の制度により無料化されている方は、この制度の対象になりません。

対象者の要件

次の①、②をいずれも満たす方が対象となります。

- ① 継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある方
- ② 日常生活動作が著しく制限されている方

※ 特定医療費（指定難病）助成制度又は小児慢性特定疾病医療費助成の自己負担上限額の認定に係る人工呼吸器等装着者の取扱いを準用します。具体的には、気管切開口を介した人工呼吸器や、鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器等の施行状況が一日中施行で離脱の見込みがなく、生活状況が部分介助又は全介助の方が対象です。

（注1）重度心身障害者医療費補助制度とは

〔対象者〕 市内に住所を有し、本人、配偶者及び扶養義務者の前年(1～7月の間は前々年)の所得が所得制限額以下(配偶者及び扶養義務者は所得制限額未満)で、健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方。

- 1.身体障害者手帳1級～3級の所持者
- 2.療育手帳マルA、A、マルBの所持者
- 3.身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち国民年金法第30条第2項に規定する1級に該当する方

〔補助範囲〕 健康保険に関する法令等によって自己負担となる医療費(入院時の食事療養及び生活療養に係る費用の自己負担分を除く)の全額を補助します。

申請方法

受給者証交付申請書に次のものを添えて、お住まいの区の福祉課又は出張所へ申請してください。

- ① 健康保険証
- ② 障害の程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳、年金証書など）
- ③ 常時人工呼吸器等を装着する方であることを証明するア～ウのいずれかの書類
 - ア 特定医療費（指定難病）受給者証（人工呼吸器等該当）の写し
 - イ 小児慢性特定疾病受給者証（人工呼吸器等該当）の写し
 - ウ 常時人工呼吸器等装着者証明書（注2）
- ④（転入の方のみ）「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「個人番号の通知カードと運転免許証等の身元確認書類」

（注2）証明書は、主治医に記入してもらう必要があります。また、証明書の様式は、区の福祉課で入手できるほか、以下の広島市ホームページでもダウンロードができます。

・広島市ホームページ： <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/71/3054.html>

【 重度心身障害者医療費補助に関するお問合せ先 】

■ お手続きに関するお問合せについてはお住まいの区の福祉課まで

| | | | |
|--------------|--------------|----------------|--------------|
| 中区 福祉課 障害福祉係 | TEL：504-2588 | 安佐南区 福祉課 障害福祉係 | TEL：831-4946 |
| 東区 福祉課 障害福祉係 | TEL：568-7734 | 安佐北区 福祉課 障害福祉係 | TEL：819-0608 |
| 南区 福祉課 障害福祉係 | TEL：250-4132 | 安芸区 福祉課 障害福祉係 | TEL：821-2816 |
| 西区 福祉課 障害福祉係 | TEL：294-6346 | 佐伯区 福祉課 障害福祉係 | TEL：943-9769 |

■ 制度全般に関するお問合せについては下記まで

健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 TEL：504-2158

令和3年4月改